団 2.5.28 1,170



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 京都府 | 舞鶴市 | 舞鶴造船所 | 三 | 六四五 |
| 同 | 同 | 神戸製鋼所分工場 | 四 | 七三二 |
| 同 | 綾部町 | 綾部町上合 | 一 | 約一二〇 |
| 和歌山市 | 和歌山市 | 和歌山製材業労働組合 | 一 | 一、六〇〇 |

京都府舞鶴造船所ニ於ケル争議ニ関シ協調会ニ於テ調停ヲ為シタルモ解決ニ至ラス

同所ニ於ケル争議ニ関シ協調会ニ於テ調停ヲ為シタルモ解決ニ至ラス

綾部町上合ニ於ケル争議ニ関シ協調会ニ於テ調停ヲ為シタルモ解決ニ至ラス

和歌山製材業労働組合ニ於ケル争議ニ関シ協調会ニ於テ調停ヲ為シタルモ解決ニ至ラス

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 京都市 | 京都府内 | 綾部町 | 一三 | 八〇九 |
| 仝市 | 京都府内一円 | | 二 | 二三 |
| 京都府 | 舞鶴市 | | 一 | 五 |

綾部町ニ於ケル労働組合ノ組織運動ニ関シ協調会ニ於テ調停ヲ為シタルモ解決ニ至ラス

一、八時間労働制ノ即時実施
二、基準賃金ノ増額ノ要求
三、賃金ノ確実ナル支払ノ確保
四、主食ノ禁止並ニ配給ノ確保
五、寄宿舎ニ於ケル労働者ノ自由ノ確保
六、他産業ニ於ケル労働者ノ家族ノ生活ノ保障
七、現役兵ノ復職ニ関スル拒否
八、強制貯金ノ廃止
九、徒弟制ノ根本的改革
十、婦人幼年労働者ノ保護ニ反スル危険作業ノ禁止
十一、言論集会結社ノ自由

一、暴動ニ対スル拒否
二、職業紹介ニ関スル拒否
三、争議ニ関スル調停ニ対スル拒否
四、労働者ノ団結ニ対スル拒否
五、労働者ノ団結ニ対スル拒否
六、七時間労働ノ確立

協調会ニ於テ調停ヲ為シタルモ解決ニ至ラス